（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第四項の表第二十九条第一項の項中「同項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同表第三十条第一項第三号の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同表第四十三条第一項の項中「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同表第四十五条第二項の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「前項」を「同項」に、

総数を	総数あっ域特認に

を

総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者については、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を	総数あっ域特認に
同項	前項

に改め、同表第四十五条第四項の項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改め、同表第六十一条第二項第一号の項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第十二条の五第四項第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第六項及び第九項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「新障害者総合支援法」を「障害者総合支援法」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附則第九条中「第二条の規定による改正後の同法（次条において「新児童福祉法」という。）」を「同法」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則中第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十九条までを削る。

（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の一部改正）

第三十七条　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「あらかじめ」を「内閣総理大臣に協議するとともに」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第三十八条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号及び第三項第四号から第六号までの規定、第七条第一項第三号及び第二項、第八条第一号、第九条、第十条第一項、第十三条、第十四条第一項、第十八条から第二十条までの規定、第二十一条第一項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項、第二十六条第四号、第二十七条第一項から第九項まで及び第十二項、第二十九条第二項第三号、第三十条第三号、第三十二条第一項第二号から第五号までの規定、第三十四条並びに第三十六条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十九条第一項、第四十二条及び第四十三条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正）

第三十九条　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　成育医療等協議会（第十七条・第十八条）」を「第四章　雑則（第十七条）」に改める。

第十一条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「文部科学大臣」を「文部科学大臣、厚生労働大臣」に、「成育医療等協議会」を「こども家庭審議会」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四章を削る。

第十九条の見出しを削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第十七条とする。

第五章を第四章とする。

（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正）

第四十条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第一項中「、厚生労働省令」を「、内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第五号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条（見出しを含む。）、第十条第一項、第二項及び第六項並びに第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十六条第一項中「厚生労働省」を「こども家庭庁」に改める。

第十七条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十三条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十五条及び第二十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。